

令和5年度 補助金等ヒアリングシート

基本情報		番号	課・係名	補助開始年度	
番号	6	課・係名	クリーン推進課推進係	補助開始年度	平成10年度
補助金等の名称	生ごみ処理容器等購入費補助金				
交付要綱等の名称	印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱				
要綱に規定する交付対象	終了年限の有無 (有(令和7年度廃止予定)) (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。- (2) 生ごみ処理容器等を購入してから1年以内であること。 (3) 補助金の再度の交付にあつては、当該補助金の交付を受けてから5年を経過していること。ただし、経過の起算については、次の各区分によるものとする。 ア 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機 イ せん定枝粉碎機 (4) 市税及び国民健康保険税を完納していること。 (5) 販売店等で新品の生ごみ処理容器等を購入していること。				
根拠となる市の計画等名	第3次印西市ごみ減量計画、印西地区ごみ処理基本計画				
補助制度内容(下部組織等の配分も明記)	1. 国補助 2. 県補助 (3.) 単独 4. 市単独上乗せ 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機、せん定枝粉碎機の購入費について、補助金を交付する。 1. 生ごみ処理容器 購入額2分の1を補助(上限額3,000円) 2. 生ごみ処理機 購入額2分の1を補助(上限額40,000円) 3. せん定枝粉碎機 購入額2分の1を補助(上限額40,000円)				

団体に補助している場合記入⇒ ※個人に補助している場合は不要	団体名	設立年月日	構成人数
	(複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		
市から補助を受けていない市内類似団体の有無(無)			
有の場合は、類似団体数()			

決算の状況		※団体への補助は上記の団体ごとに、個人への補助は合計値を記入してください。			
		令和3年度決算額	令和4年度決算額	令和5年度予算額	
歳入	市補助金	2,850,000	2,594,700	3,000,000	
	内訳	国庫補助金			
		県補助金			
		その他			
		一般財源	2,850,000	2,594,700	3,000,000
	会費				
	事業収入				
	その他				
合計					
歳出	人件費				
	事務費				
	事業費	2,850,000	2,594,700	3,000,000	
	その他				
	合計	2,850,000	2,594,700	3,000,000	
翌年度繰越金					

近隣市の状況

※補助を行っていない場合は、「なし」と記入してください。

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	購入金額の1/2	生ごみ処理容器 1,500円 コンポスト容器 5,000円 生ごみ処理機 50,000円
佐倉市	購入金額の1/3（生ごみ処理容器） 購入金額の1/4（生ごみ処理機）	生ごみ処理容器 2,000円 生ごみ処理機 10,000円
四街道市	なし	なし
八街市	購入金額の1/2	生ごみ処理容器 3,000円 生ごみ処理機 20,000円
富里市	購入金額の1/2	生ごみ処理容器 3,000円 生ごみ処理機 25,000円
白井市	購入金額の2/3（生ごみ処理容器） 購入金額の1/2（生ごみ処理機）	生ごみ処理容器 3,000円 生ごみ処理機 40,000円

担当課としての該当の補助事業への評価		↓該当するものに○
経費的な観点	会計処理及び使途が適切である。	○
	【団体補助のみ回答】 決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。	
	他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。	○
	形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。	○
形態的な観点	同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。	○
	補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。	○
	市の直接経費として計上することが適切ではない。	○
団体運営費	【団体補助のみ回答】 団体等が事業効果の向上に努力している。	
	【団体補助のみ回答】 交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 直接事業に係わらない視察旅行(慰労的)に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 団体経費の大半が運営費ではない。	
	【団体補助のみ回答】 決算額に対して会議費等の割合が高くない。	
	【団体補助のみ回答】 会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。	
	【団体補助のみ回答】 自主運営に移行する努力を行っている。	

補助の状況									
分類	質問事項								
目的 必要性	<p>①補助事業の目的について記入してください。</p> <p>印西市総合計画 政策4-7「自然との共生の実現」方針③「ごみの減量化と資源化の推進」に当てはまり、第3次印西市ごみ減量計画及び印西地区ごみ処理基本計画において「生ごみ処理容器等購入補助制度の継続」及び「剪定枝粉碎機購入補助制度の検討」として施策に掲げている。</p> <p>生ごみ処理容器等を普及させることで、ごみの減量化及び資源化に資するため必要性が高いと考えている。</p>								
必要性	<p>②令和5年度の予算計上の積算根拠について記入してください。また、補助率が2分の1を超える場合は必要な理由を記入してください。</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 生ごみ処理容器</td> <td>2,400円（補助見込額）×19基＝45,600円</td> </tr> <tr> <td>2. 生ごみ処理機</td> <td>26,000円（補助見込額）×107基＝2,782,000円</td> </tr> <tr> <td>3. せん定枝粉碎機（新規）</td> <td>40,000円（補助上限額）×4基＝160,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45,600円＋2,782,000円＋160,000円＝2,987,600円 予算額 3,000,000円</td> </tr> </table>	1. 生ごみ処理容器	2,400円（補助見込額）×19基＝45,600円	2. 生ごみ処理機	26,000円（補助見込額）×107基＝2,782,000円	3. せん定枝粉碎機（新規）	40,000円（補助上限額）×4基＝160,000円	合計	45,600円＋2,782,000円＋160,000円＝2,987,600円 予算額 3,000,000円
1. 生ごみ処理容器	2,400円（補助見込額）×19基＝45,600円								
2. 生ごみ処理機	26,000円（補助見込額）×107基＝2,782,000円								
3. せん定枝粉碎機（新規）	40,000円（補助上限額）×4基＝160,000円								
合計	45,600円＋2,782,000円＋160,000円＝2,987,600円 予算額 3,000,000円								
必要性	<p>③過去4年間の決算額と補助対象の件数の合計数を記入してください。</p> <p>【令和4年度】2,594,700円 95件（生ごみ処理容器10件、生ごみ処理機85件）</p> <p>【令和3年度】2,850,000円 117件（生ごみ処理容器25件、生ごみ処理機92件）</p> <p>【令和2年度】1,914,500円 83件（生ごみ処理容器16件、生ごみ処理機67件）</p> <p>【令和元年度】1,197,000円 52件（生ごみ処理容器19件、生ごみ処理機33件）</p>								
公益性	<p>④市としてどの分野で公益性があるか選択してください。また、できるだけ具体的に、受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたっている点を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>公益性のある分野（プルダウン）</td> <td>環境対策に寄与するもの</td> </tr> </table> <p>ごみ減量化・資源化施策として、自然との共生を目指す資源循環型社会の推進となり、特定の者の利益とならない補助金である。</p>	公益性のある分野（プルダウン）	環境対策に寄与するもの						
公益性のある分野（プルダウン）	環境対策に寄与するもの								
公益性	<p>⑤補助事業により達成できている効果をできるだけ詳細に記入してください。（市の計画に基づく場合は、関連させて記入してください。数値化できるものは数値化してください。）</p> <p>生ごみ処理容器等の使用を継続することで、ごみの減量化・資源化に効果を上げている。</p>								
将来性	<p>⑥今後の補助事業についてより効果を高める（行政事務の効率化、公益性の向上などの観点からでも）ために検討していることがあれば記入してください。</p> <p>ごみの減量効果を高めるために、生ごみ処理容器等のごみ減量効果を周知啓発することで普及世帯数を伸ばそうと考えている。また、補助率改正や補助対象の追加等、制度の見直しを行いながら継続していこうと考えている。</p>								
将来性	<p>⑦【交付対象が1件の場合記入】事業を委託にできるか記入してください。委託可能な場合は、必要な検討事項。委託不可の場合は理由を記入してください。</p>								
将来性	<p>⑧【平成30年度の補助金等評価委員会の対象の場合記入】前回の評価委員会の判定を受けてから、見直しや改善をした点を記入してください。</p> <p>1.普及啓発 周知方法として、市広報誌、市HP、市X（旧Twitter）、ごみ分別アプリといった媒体を活用して普及啓発するとともに、ごみ減量事業間で関連付けて啓発を行っている（市HPでごみ減量事業間の相互リンクを張る。地域のボランティアリーダーたるクリーンパートナーへの説明会・主催イベント・地域の要請に応じて行うごみの減量説明会等で補助事業の説明を行う。）。</p> <p>2.制度改正 財源的制約の中で普及啓発を図るため、補助率を2/3から1/2へ改正。生ごみの減量とともに、せん定枝の資源化を図るため、せん定枝粉碎機を補助対象として追加。</p>								
その他	<p>⑨現在の補助事業について課題があれば記入してください。</p> <p>生ごみの減量及びせん定枝の資源化により、ごみ処理経費の削減が出来るとともに、効果的なごみの減量が期待できるため、引き続き普及啓発に努めたいと考えている。</p>								
今後の方向性	<p>1. 拡大して継続 2. 現状維持で継続 3. 縮小して継続 4. 整理統合 5. 廃止</p>								
方向性についての理由	<p>生ごみ処理容器等の購入により、申請者が資源循環化社会の推進という政策に主体的に寄与するものであり、補助事業を継続する必要性は高いと考える。</p>								

○印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

平成10年3月30日告示第35号

改正

平成12年3月31日告示第39号
平成15年3月27日告示第27号
平成17年3月31日告示第27号
平成22年3月17日告示第48号
平成24年3月30日告示第59号
平成30年3月30日告示第62号
令和2年3月31日告示第70号
令和5年3月31日告示第68号

印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

（目的）

第1条 市長は、ごみの減量促進事業に資するため、生ごみ処理容器、生ごみ処理機及びせん定枝粉碎機（以下「生ごみ処理容器等」という。）を購入し、かつ、設置した者に対し、生ごみ処理容器等の購入に要する経費について予算の範囲内において印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）生ごみ処理容器

ア 生ごみを発酵分解すること等により、たい肥化することを目的として製造された物及び生ごみを密閉又は乾燥することにより、水切りができるもの

イ 生ごみを手動でかくはんさせ、有用な微生物を利用し発酵分解することで、その容量を減少又は消滅させるもの

（2）生ごみ処理機 生ごみを熱によって乾燥し、又は有用な生物を利用し発酵分解することでその容量を減少させることを目的として製造された電気式のものをいう。ただし、排水設備に設置するディスポーザーは除く。

（3）せん定枝粉碎機 動力を利用して庭木のせん定枝を粉碎し、細分化するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金は、次に掲げる全ての条件に該当する者に対して交付する。

（1）市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。

（2）生ごみ処理容器等を購入してから1年以内であること。

（3）補助金の再度の交付にあつては、当該補助金の交付を受けてから5年を経過していること。ただし、経過の起算については、次の各区分によるものとする。

ア 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機

イ せん定枝粉碎機

（4）市税及び国民健康保険税を完納していること。

（5）販売店等で新品の生ごみ処理容器等を購入していること。

（補助金額等）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額（100円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）とする。

（1）生ごみ処理容器 生ごみ処理容器の購入額の2分の1以内の額とし、1基について3,000円を限度とする。

（2）生ごみ処理機 生ごみ処理機の購入額の2分の1以内の額とし、1基について4万円を限度とする。

（3）せん定枝粉碎機 せん定枝粉碎機の購入額の2分の1以内の額とし、1基について4万円を限度とする。

2 補助金の対象となる生ごみ処理容器等の数は、生ごみ処理容器にあつては1世帯当たり2基以内（50リットル以下の容器のみの場合は4基以内）とし、生ごみ処理機及びせん定枝粉碎機にあつては1世帯当たり1基とする。

（交付申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書（別記第1号様式）に生ごみ処理容器等の購入に係る領収書その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、交付の可否を決定し、規則第6条の規定により生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定をもって額の確定を行ったものとみなす。

（交付請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、規則第16条の規定により生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者で次の各号のいずれかに該当するときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定取消書（別記第4号様式）により補助金の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、生ごみ処理容器等購入費補助金返還命令書（別記第5号様式）により返還を命ずるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（財産処分の制限及び廃棄届）

第9条 規則第23条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの5年間とする。ただし、修理不可能な故障が生じた場合など市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による期間以内に生ごみ処理容器等を廃棄する場合は、生ごみ処理容器等購入費補助金交付品廃棄届（別記第6号様式）を提出しなければならない。

（現況調査）

第10条 市長は、補助金交付の適正化のため必要と認めるときは、補助の対象となった生ごみ処理容器等の設置状況について調査を行うものとする。

（協力義務）

第11条 補助金の交付を受けた者は前条の規定による調査があったときは、その照会に応えなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

（印西市生ごみ堆肥化処理容器購入設置補助金交付要綱の廃止）

2 印西市生ごみ堆肥化処理容器購入設置補助金交付要綱（平成3年告示第31号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定によりされた補助金の交付申請、補助金の交付その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

（印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置）

4 印旛村及び本埜村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、印旛村生ごみ処理容器等購入設置助成金交付要綱（平成13年印旛村告示第3号）又は本埜村生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱（平成13年本埜村要綱第2号）（以下これらを「編入前の要綱」という。）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

5 編入日の前日までに、編入前の要綱の規定により交付申請のあった補助金の額は、この告示の規定にかかわらず、編入前の要綱の例による。

（失効）

6 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日告示第39号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日告示第27号）

（施行期日）

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行期日前に申請があった補助金の交付については、この告示による改正後の印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日告示第27号）

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の（中略）印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（中略）（以下「旧告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の旧告示の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月17日告示第48号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第59号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第62号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第70号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第68号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に購入した生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の補助金の交付については、この告示による改正後の印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 印西市長

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()

印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1	生ごみ処理容器	基
2	生ごみ処理機	基
3	せん定枝粉碎機	基
4	交付申請額	円
5	設置年月日	年 月 日
6	設置場所	
7	添付書類	

税情報等調査同意書

生ごみ処理容器等購入費補助金を受けるため、私の世帯の市税等の課税納付状況を調査することについて同意します。

世帯主氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

印西市長

回

年 月 日付けで申請のあった生ごみ処理容器等購入費補助金については、下記のとおり決定したので印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件 使用に当たっては、次の事項について遵守してください。
 - (1) 生ごみ処理容器等は常に良好な状態に保つように維持管理に努め、補助金交付後5年間は、特別な事情が無い限り廃棄などの処分をしないこと。
 - (2) 生成物については適正に処理すること。
- 3 却下理由

生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 印西市長

住 所
申請者 氏 名 (印)
電 話 ()

年 月 日付け 第 号をもって、通知のありました補助金を、
印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求
いたします。

記

- 1 交付請求額 金 円
- 2 補助金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店 支所
口座番号等	普通・当座	
口座名義人	フリガナ	

生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定取消書

第 号
年 月 日

様

印西市長

印

年 月 日付けで交付決定した生ごみ処理容器等購入費補助金については、
印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、交付を取り消しま
す。

記

1 交付決定額 金 円

2 取消事由

生ごみ処理容器等購入費補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

印西市長 印

年 月 日付けで交付を取り消した生ごみ処理容器等購入費補助金について、印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還方法

生ごみ処理容器等購入費補助金交付品廃棄届

年 月 日

(あて先) 印西市長

住 所

届出者 氏 名

電 話 ()

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付を受けた生ごみ処理容器等を廃棄するので、印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり届出します。

記

- 1 廃棄年月日 年 月 日
 - 2 廃棄の理由
-